

平成27年度 法科大学院入学者選抜試験問題

民 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、3枚あります。3枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。



【民法】 解答はすべて解答用紙の所定欄に記入しなさい。

第1問 次の各問いに答えなさい。〔配点各4点×10問〕

- (1) 譲受人又はその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権の譲渡は、当事者の意思表示のみによってすることができる。この占有権の譲渡を何というか。
- (2) 借金の代わりに、家屋や自動車を渡すという債務を成立させて、借金の債務を消滅させるように、契約によって既存の債権を消滅させると同時に、これに代わる新しい債権を成立させることを何というか。
- (3) 銀行預金や郵便貯金のように、物を預かった者がその物を費消して、それと同種、同質、同量の物を返還する契約を何というか。
- (4) 建物の賃借人は、賃貸人の同意を得て建物に付加した畳や建具などを、その賃貸借が期間の満了又は解約の申入れによって終了するときに、建物の賃貸人に対し、時価で買い取るべきことを請求することができる。この権利を何というか。
- (5) 不動産会社をはじめから第三者への転貸目的で、建物所有者から建物を一括して借り上げる契約がある。賃借人となる不動産会社が実際に使用収益をすることはしないなど通常の賃貸借契約とは異なる特殊性をもっているが、この契約のことを何というか。
- (6) 債務の履行期があれば、債務者はそれまでは債務の履行を請求されないというように、将来発生することが確実な事実がいまだ到来しないために当事者が受ける利益を何というか。
- (7) すでに物権変動があった事実を知る第三者が、相手方にその物権変動についての登記が欠けていることを主張することが信義則に反すると認められる場合がある。こうした第三者のことを何というか。
- (8) 民法典の編纂において、第1編総則、第2編物権第1章総則、第3編債権第1章総則など、共通規定を「総則」として前に置くやり方がとられている。こうした編別の仕方は一般に何といわれるか。
- (9) 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により、被相続人の財産の維持又は増加について特別の貢献をした者があるときは、遺産分割の際に、その相続人にその貢献の程度等に応じて法定の相続分以上の財産を取得させようとする制度がある。この制度ないしその増加分のことを何というか。
- (10) 平成23年に、家庭裁判所が家庭に関する紛争について審判や調停を取り扱う場合の基準と手続を定めた法律が制定された。この法律の名称を書きなさい。

第2問 次の問題について、解答用紙に各10行以内で解答しなさい。

- (1) 民法の解釈に縮小解釈というのがある。民法177条及び民法534条1項を例として、それはどういう解釈かを説明しなさい。〔配点20点〕
- (2) いまだ発生していないが、将来発生する見込みの債権を何というか。そうした債権を譲渡担保の目的にすることができるかについて、判例に即して説明しなさい。〔配点20点〕

### 第3問（40点）

貿易会社を営むAは、フランスに新規の取引先を求めて事業の拡大を図ろうとしていたが、3か月後に、フランスの有力会社の社長Bらが来日して、日本に数週間滞在することを知って、この機会を利用して、親交を深め、親しみと信頼を得て、ひいては取引交渉をうまく進めたいと思った（そのようなやり方で取引先との交渉を進めるのが従来からのAのやり方でもあった）。Bは、名画の収集や鑑賞を趣味とし、とりわけミレーを含むバルビゾン派の絵画に関心が高いことで知られていた。そこで、Aは、仕事上でも個人的にも付き合いのあったCの自宅の応接間に、ミレーの真筆の絵画が飾ってあったことを思い出し、Bの滞在期間中、その絵画を貸してくれるようCに頼み、Bと何度か面会をする予定の自分の社長室に飾ろうと思った。AはCにそうした頼みをするのにちょうど具合のいいことに、数か月前に、Cから「手許に税金を払うための現金がないので、500万円を貸してほしい。」といわれ、利息も返済期限の定めをしないままに、自分の定期預金を解約して500万円を貸したこともあって、自分のこの申し出をCは断りはしないだろうと考えたのであった。こうして、Aは、Cに対して、上記のB来日の事情を話して、「Bの滞在期間中、相応のお金を払うので、その絵画を貸してほしい。」と述べた（なお、相応のお金の具体的な金額は提示されなかった）。

他方、Cは、もともとは資産家であったが、Cが経営している会社の業績が急速に悪化して倒産寸前で、C個人も会社の運転資金の捻出など経営維持のために多額の支出をしたことから、多額の借金を負っている状態で、いまにも、この絵画も債権者に差し押さえられる可能性があったので、Aからの今回の申し出は絵画を差し押さえられないためにはかえって好都合と考え、Aに対して、こうした事情は話さずに、「そういうことなら分かりました。お借りしたお金の利息も払わなければいけないと思っていたところでしたので、お借りしたお金の利息や今回の絵画については金のやりとりはなしということにし、この絵はしばらくあなたにお預けすることにします。いつでもどうぞ持ってってください。」と答え、後日、絵画はAに引き渡された。両者の間には契約書はかわされておらず、上記のほかの取り決めもされていない。

上記の事実は証拠上確認できることを前提として、次の問いに答えなさい（各問いは独立しているものとする。解答欄には問いの順番通りに記載すること）。

- (1) その後、来日したBがフランスに帰国し、絵画が債権者から差押えを受ける危険もなくなったので、Cは、Aに対して、絵画の返還を求めた。これに対して、Aは、Cに絵画の所有権があることは認めつつも、ア) AC間には契約書がなく、返済期限の定めがないので自分は絵画を持っている権利がある、イ) Cに貸した500万円の借金の返済がないのでその返済があるまでは絵画の返還を拒絶でき、また、500万円の返済がない場合にこの絵画は自分のもののできるなどといって、絵画の返還を拒絶した。このAの主張の可否を検討しなさい。

[配点20点]

- (2) Cは、債権者Dに借金の返済を迫られ、交渉の結果、その借金に代えてこの絵画でもって弁済することにし、Dもこれを承諾した。Dは、この絵画の所有権を得たとして、Aに対して、絵画の引渡しを求めたが、Aは、自分の承諾がないことやDの所有権取得は第三者である自分には主張できないことなどを理由として、これを拒絶した。AがCから絵画の引渡しを受けた法

律関係（絵画を貸したのか，預けたのか）が曖昧なところがあるが，それがどのように認定されるかで法的に異なるところがあるか，また，DからAへの引渡請求がされたのがBの滞在期間が終わっている場合と終わっていない場合とで違いがあるかを踏まえて，論じなさい。

〔配点20点〕